

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 二 月 二 十 一 日

告 示

岐阜県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区間		区域の変更前後		敷地の幅員		延長		備考
県道		南濃線 関ヶ原		養老郡養老町橋爪字大畔一五八二番二地先から 同郡同町同字同 牧田川右岸堤防敷地先 (一五四六番一八)まで		前		九・四 三・五		二九四・一		
						後		八・五 二・五		二九四・一		

岐阜県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十一日

岐阜県知事 江崎 禎英

県道	道の種類
養老井老線	路線名
養老郡養老町橋爪字大畔牧田川右岸堤防敷地先(一五四七番二)から同郡同町同字岡ヶ鼻牧田川左岸堤防敷地先(一五二八番二)まで	区間
五・六	延長(メートル)
令和八・三	供用開始の期日
令和元・九・六	備(区域又は特定の年月日)決定又は公告の日

令和八年二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社